

(案)

広島市立病院機構医療情報システム運用管理業務等に係る労働者派遣契約書

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、広島市立病院機構医療情報システム運用管理業務等（以下「業務」という。）に係る労働者派遣について、次のとおり契約を締結する。

第1条 受注者は、次のとおり、業務に従事する労働者を発注者に派遣し、発注者は受注者に労働者派遣料を支払うものとする。

(1) 業務の内容及び仕様

別添の広島市立病院機構医療情報システム運用管理業務等に係る労働者派遣仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(2) 契約金額

ア 日額単価

1人につき1日当たり	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）

イ 超過時間単価

1人につき1時間当たり	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）

ただし、超過勤務が深夜（午後10時から午前5時）に及ぶ場合や法定休日およびその他の休日に当たる場合は以下のとおり算定した単価を用いるものとする。

(ア) 深夜時間単価（午後10時から午前5時）

日額単価を8で除した額に100分の150を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

(イ) 法定休日および、その他の休日時間単価

日額単価を8で除した額に100分の135を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

(ウ) 法定休日および、その他の休日の深夜時間単価

日額単価を8で除した額に100分の160を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

※ 法定休日とは日曜、祝日とし、その他の休日は土曜、受注者規定休日（夏季休暇、年末年始休暇）のことをいう。

※ 時間に満たない時間数は15分単位で請求することとし、請求金額に端数が生じる場合は、小数点以下切捨てとする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和5年3月31までの間を業務開始に向けた準

備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

第2条 受注者は、仕様書に基づき誠実に業務を実施しなければならない。

第3条 受注者は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

第4条 受注者は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

第5条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第6条 発注者は、受注者の実施する業務の適正を期するため必要があるときは、その状況を調査し、報告を求め、又は指示することができる。

第7条 この契約による契約保証金、違約金等の算定基礎となる契約金額予定総額は、  
円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額  
円）とする。

第8条 発注者は、労働者派遣料を、受注者の請求に基づき次のとおり支払うものとする。

(1) 労働者派遣料は、各月ごとに、第1条に掲げる日額単価に実働日数を乗じて得た額と超過時間単価に実働超過時間を乗じて得た額の総額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、実働日のうち実働時間が8時間に満たない日があるときは、日額単価を8で除した額に当該実働時間を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。また、上記にかかわらず、同一月内に半日休暇を複数回取得した場合、2回・4時間ずつの実働日数を、1回・8時間の実働日数として算定する。

(2) 請求の時期 業務実施月の翌月10日まで

(3) 支払の時期 受注者から請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）について、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3

条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
  - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となつたとき。
  - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となつたとき。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約金額予定総額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

第10条 発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
  - (2) 受注者が、この契約に違反したとき。
  - (3) 受注者が、この契約を誠実に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
  - (4) 受注者が、警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
- 2 受注者は、前項第2号から第4号までの規定による契約解除により損害を受けることがあっても、その損害を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項第2号から第4号までの規定により契約を解除されたときは、契約金額予定総額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由があると発注者が認めた場合はこの限りでない。

第11条 契約保証金は契約金額予定総額の10分の1以上とし、受注者がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

- 2 契約保証金には、利息を付けない。
- 3 受注者がこの契約について履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の中途で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。
- 4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第9条第1項及び第10条第1項第2号から第4号までの規定により契約が解除された場合には発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

第12条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物件の設置又は維持管理（以下「物件の設置等」という。）に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物件の設置等の時期に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 5 受注者は、前項の被害により物件の設置等に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物件の設置等の時期に関する協議を行うものとする。

第13条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者の従事者による行為は、すべて受注者の責任とする。

第14条 発注者及び受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めを遵守するほか、業務に従事する派遣労働者の安全及び衛生に関するその他の関連

法規・行政通達を遵守しなければならない。

第15条 受注者は、この契約を履行するに当たっては、その他の関係法令を遵守しなければならない。

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 竹内 功

受注者

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (適正管理)

第7 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所以外での業務の禁止等)

第8 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

第10 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

### (事故発生時における報告等)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

### (情報の開示の禁止)

第12 受注者は、患者及び施設の利用者（以下「患者等」という。）の疾病又は障害に関する個人情報の問い合わせ（患者等本人からの問い合わせを含む。）に対し、当該情報を開示してはならない。